

鞍手町立剣南小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び、他の児童に対して行われるいじめに気づきながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) 学校及び職員の責務

児童間でいじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 関係法令

(1) 教育基本法

① 教育の機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③ 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に障害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為

二 職員に障害または心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

① 第2条の1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策（年間計画参照）

① いじめの防止

- ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、思いやりを持って相互に協力し合おうとする態度を養うために、全ての教育活動を通じての道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 道徳の時間における資料の活用や他の教育活動との関連づけを重視し、思いやりの気持ちや協力し合う態度の育成に努める。
- ウ 人権学習を重視し、人権感覚の育成に努める。
- エ 各教科等の授業において、児童の交流を推進し、進んで考えを伝えたり、多様な考えを認め合ったりする態度の育成に努める。
- オ 学校行事の取り組みを通じて、相互理解や協力し合う態度の育成に努める。
- カ 体験活動の充実を図り、相互の努力を認め合ったり協力し合ったりする態度の育成に努める。
- キ 家庭への啓発や地域との連携に努め、豊かな心の育成に努める。
- ク 学年の発達段階や児童の実態に応じた情報モラルに関する指導を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ア いじめの有無や実態についての調査を毎月実施する。
- イ 定期的及び必要に応じた教育相談を通して、人間関係の把握やいじめの早期発見に努める。
- ウ 保護者や地域、関連機関からの情報収集に努める。
- エ 定期的に「生徒指導・いじめ不登校対策委員会」を開き、いじめに関する共通理解を図る。

③ いじめの早期対応、適切な対応

- ア いじめに関する報告や連絡、相談体制を整え、組織的に取り組む。
- イ いじめに関する情報や対応についての共通理解を図る。
- ウ 保護者や関係機関との連携を図り、効果的に対応できるようにする。
- エ いじめの防止、早期発見、早期対応についての研修を実施する。

(2) いじめの防止等に関する措置

① 「生徒指導・いじめ不登校対策委員会」

いじめの防止等を実効的に行うために「生徒指導・いじめ不登校対策委員会」を設置し、いじめに関して次の取り組みを行う。

ア 構成員

職名等	役割等
校長（教頭）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本会の総括 ○ 学校としての取り組みの最終決定
主幹教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の実態や対応についての協議及び、本会の全体指導 ○ 本会の日時設定 ○ 本会で決定した取り組みの実施のための連絡・調整
生徒指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本会の議題提案、会の進行 ○ 児童の実態や対応についての協議 ○ いじめについての実態や対応についての取りまとめ ○ 全職員への周知
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室に来る児童の実態把握 ○ 児童の実態や対応についての協議 ○ 関係する児童の心のケア

関係職員（担任・同 学年・指導法等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの学級・学年の児童のいじめや人間関係等についての実態把握 ○ 児童の実態や対応についての協議 ○ 関係する児童の心のケア
他機関等 （スクールカウンセ ラー、スクールソーシ ヤルワーカー、スク ールアドバイザー、スク ールサポーター、学童 保育等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本校職員、保護者と連携しての実態把握 ○ 本校職員と連携しての対応の検討、指導や支援の推進 ○ 本校職員への情報提供 ○ 本校職員の研修

イ 活動

- いじめの防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめについての研修に関すること 等

ウ 開催

- いじめ事案の発生時にはその都度開催をする。

エ 検証と検討

- 学期に1回、アンケートについての検討を行い、改善していくようにする。

② いじめに関する措置

ア いじめに関わる相談や連絡を受けた場合には、速やかに事実の有無の確認を行う。

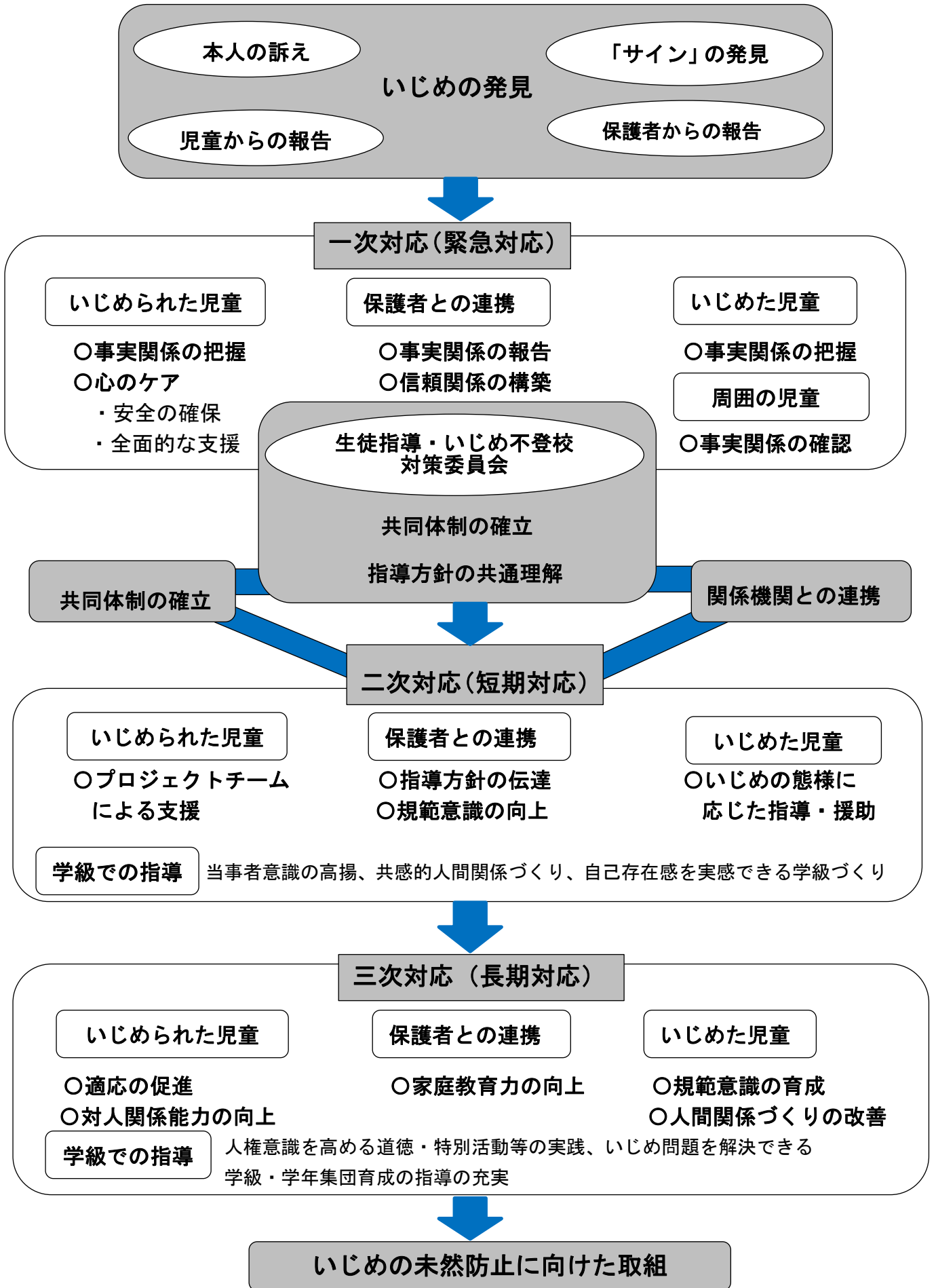
イ いじめの事実が確認された場合には、指導を行っていじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言等を継続的に行う。

ウ いじめを受けた児童が安心して学校生活を続けられるため、必要があると認められるときには、保護者と連絡を取り合いながら、一定期間必要な措置をとる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの問題に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置をとる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

【対応の手順】



③ 重大事案への対処

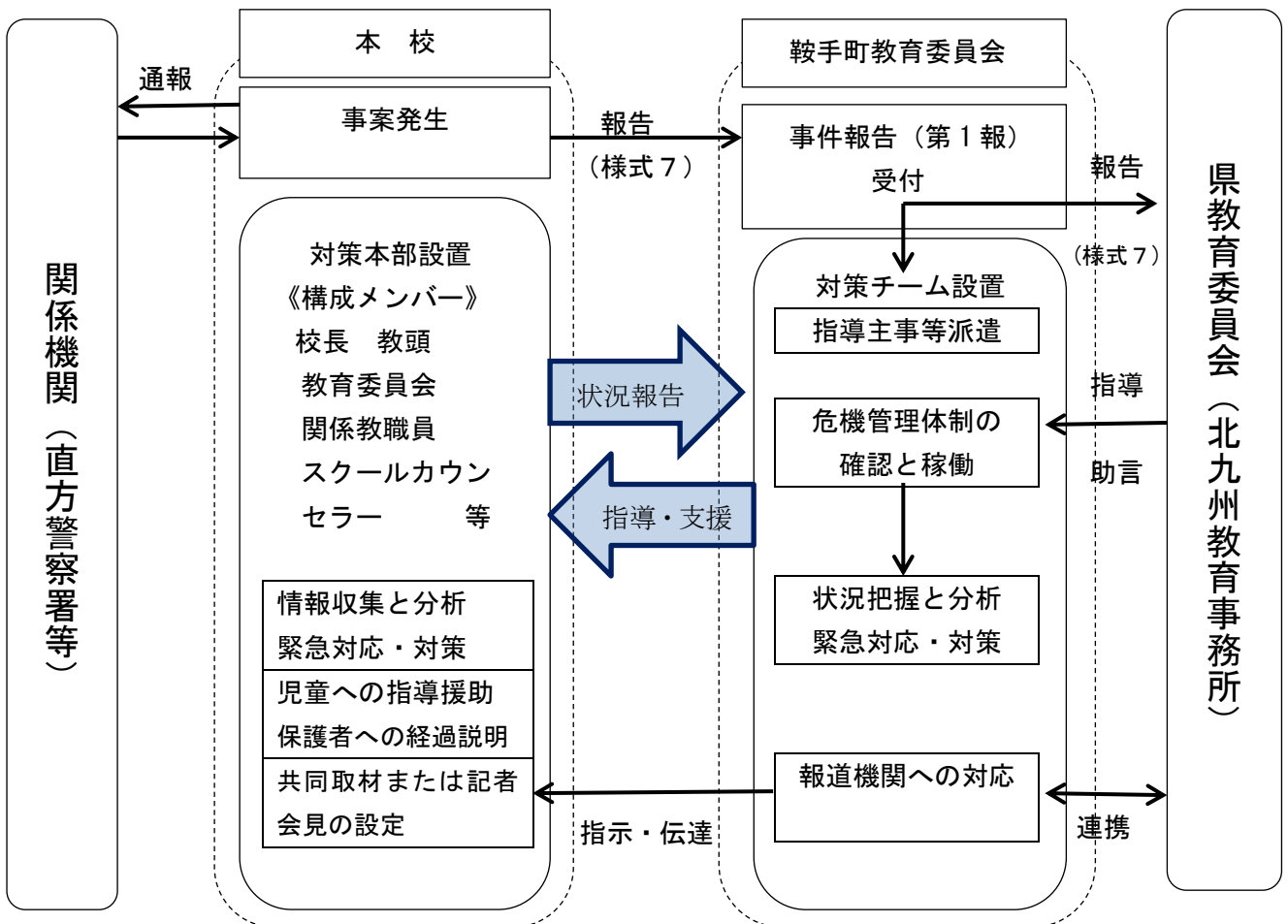
ア 重大事案とは

- いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより、児童が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 対処

- 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 事実関係を明確にするための調査を行う。
- 鞍手町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として重大事案の事実関係の調査、関係した児童への指導や支援、保護者への支援や助言を行う。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

【重大事案の際の危機管理マニュアル】



4 年間計画

	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会 校内研修会	いじめ未然防止の取組	早期発見の取組
4月	「学校いじめ防止基本方針」の策定、職員への共通理解		○ 学級懇談会 ○ 家庭訪問
5月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会	○ 修学旅行	○ いじめアンケート①の実施
6月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会 ○ スクールアドバイザー招聘研修会	○ 5年生宿泊学習	○ いじめアンケート②の実施 ○ 1学期おはなしタイム
7月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会 ○ 校内人権教育実践交流会 ○ いじめ対策・積極的な生徒指導についての校内研修	○ つるぎの会	○ いじめアンケート③の実施
8月	「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の見直し・改善と職員への共通理解。		○ 平和学習 ○ 町人権教育実践交流会
9月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会	○ 運動会に向けての取組(協力・思いやり)	○ いじめアンケート④の実施
10月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会	○ 全校一斉人権学習(学習参観)	○ いじめアンケート⑤の実施 ○ 2学期おはなしタイム
11月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会	○ もちつき等、縦割り活動	○ いじめアンケート⑥の実施
12月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会 ○ 校内人権教育実践交流会	○ つるぎの会	○ いじめアンケート⑦の実施 ○ 個人懇談会
1月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会		○ いじめアンケート⑧の実施
2月	○ 生徒指導・いじめ不登校対策委員会		○ いじめアンケート⑨の実施 ○ 学級懇談会 ○ 3学期おはなしタイム
3月	○ 生徒指導部会(春休み関係)	○ 6年生を送る会 ○ つるぎの会	○ いじめアンケート⑩の実施
	「学校いじめ防止基本方針」の見直し、改正。 新年度の取組についての計画立案・職員への共通確認		

※ 必要に応じて、外部の関係機関等と連携しながらケース会議等を開く。